



国労西日本

国労西日本本部

NO. 300

発行責任者 森田 文一
編集責任者 片岡 有宏

国労西日本HP



国労西日本 検索

「年末手当の基準額の再回答を求める」交渉

社員の努力に報いるべき

引き続き是正を求め闘っていく

国労西日本本部は西日本会社から「2020年度年間臨給の見直し」における基準額の提示を10月2日受け、回答に対し強く抗議をするともに再回答を求めるとし、10月9日に「年末手当の基準額の再回答を求める」交渉を行い、15日まで低額提示に対する抗議・要請行動を取り組んできた。10月16日に第2回執行委員会及び第1回地方代表者会議を開催し、判断を行った。

9月9日、西日本会社は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、第1四半期決算において、連結で767億円の純損益を出しJR発足後初の赤字となった。会社は、現在極めて厳しい経営状況であることを鑑み、雇用の確保を念頭にコスト削減の一環として「2020年度年間臨給の見直しについて」口頭説明が行われた。

国労西日本本部は、会社説明に対し「今回の見直しについて、1990年以来30年及以上労使協定で年間臨給方式としてきたあり方の根本に関わる問題であり、かつ労使の信頼関係をも損ねることに繋がりに抗議をした。同時に「春の賃金交渉での妥結時点において既にコロナ禍の状態にある中で、年間臨給として前年を下回る会社回答に対して不満ながら妥結してきた。確かにコロナ禍が予想を上回る災禍であることは今日の状況からしても認識するもので

はあるが、会社の見通しの甘さという点について」指摘をした。

コロナ禍の中で駅窓口の縮小、列車の減便等により業務が縮小し、テレワーク、在宅勤務、一時帰休などで各種手当の削減などにつながり、月々の収入の減は社員とその家族の生活を脅かしている状況が続いているのが実態である。

会社は、利益剰余金を第1四半期で934億円余りを切り崩し、その使途は赤字の補填と株主配当金への充当をしている。組合は、年末手当の2・69ヵ月分の支払いに必要な資金は222億円余りであり、内部留保を2・57%切り崩すだけで賄えることを指摘

し、雇用の完全確保と社員の生活を守るため、コロナの感染リスクに晒されながらも安全・安心な鉄道輸送の確保のために日夜懸命に頑張っている社員の努力に報いるべきであることを強く主張してきた。

西日本本部は、会社説明を持ち帰り、緊急に第15回執行委員会を開催し、①コロナ禍での今日の社会情勢、現状に対する受け止め方。②年間臨給協定の意義、今日の様々な状況。③覚書を結んだ後の運動の進め方などを議論した。

あらゆる状況を総合的に判断し、「社員みなさんの雇用と生活を守るため」との会社表明について、その履行を最大限求めることとし、今後の交渉と運動の柱とすることを確認し、苦渋の選択ではあるが「年末手当の見直し」について西日本本部執行委員会と代表者会議を開催し、確認・

意思統一を図ってきた。新型コロナウイルス感染症の感染リスクの状況であつても、安全・安心の職場と鉄道輸送を確立するために職場で奮闘している組合員をはじめJR西日本で働くすべての労働者の労苦に報いるよう、内部留保の一部を取り崩し労働者に還元することを求め、申20号（雇用と生活を守る）を提出と同時に西日本指示第59号（9月15日付）により、「JR西日本会社へ雇用と生活を守る要請行動」を提起し、9月15日から30日まで行動の展開をしてきた。

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

③黒字転換を待たずしても会社経営の回復に応じ、労働者に対する何らかの措置を求め、会社は、「社員のモチベーション向上のため、適切に対応していく」との考え。④グループ会社を含め、労働者の雇用と生活を守るため引き続き対策を講じることを求め、会社は、「社員のモチベーションに配慮し、損なうことがないよう施策を考えていく。グループ全体が元気になるようにご意見を重く受け止めていかないといけないところは考えていきたい。」と引き出してきた。

10月16日に開催した第2回執行委員会において、基準額の1・50ヵ月分は「社員の生活設計に配慮した」ものから程遠く、国労要求からの乖離はあるものの、回答については不満であるが妥結の判断を行うこととする。

新型コロナウイルスの影響、公共鉄道に働く組合員・家族の安全を最優先に考え、組合員が結集した行動は出来ませんが、会社に対しての要請・抗議の行動、ビラや機関紙での宣伝等の取り組みが各級機関・職場から展開がされた。あらためて各級機関・組合員の皆さんに、感謝の意を表するものである。

私たちは、安全輸送の確立、労働条件の改善、職場の民主化、新規採用者対策等の組織シニア・契約社員の労働条件改善等の前進に向けて運動を強化することとし、引き続き是正を求め闘っていく。

10月9日には、「年末手当の基準額の再回答を求める」交渉では、国労は、①社員の生活・生活設計を守るため基準額の見直しを強く求めたが、「精一杯の回答である。見直す考えはない。」との姿勢。②11月正社員採用の契約社員に対する救済措置を求め、「貴側の主張を踏まえ今後の施策に留意し進める」と発言。

10月9日には、「年末手当の基準額の再回答を求める」交渉では、国労は、①社員の生活・生活設計を守るため基準額の見直しを強く求めたが、「精一杯の回答である。見直す考えはない。」との姿勢。②11月正社員採用の契約社員に対する救済措置を求め、「貴側の主張を踏まえ今後の施策に留意し進める」と発言。

10月9日には、「年末手当の基準額の再回答を求める」交渉では、国労は、①社員の生活・生活設計を守るため基準額の見直しを強く求めたが、「精一杯の回答である。見直す考えはない。」との姿勢。②11月正社員採用の契約社員に対する救済措置を求め、「貴側の主張を踏まえ今後の施策に留意し進める」と発言。



米子地方本部

「新型コロナウイルスに関する申し入れ」の交渉を行う

健康診断等にあわせPCR検査実施を要求

「日障」扱いを行った場合は100%の賃金補償をすべき

1. 雇用はもとより労働条件の切り下げは行わないこと。

【組合】会社として、「雇用を守る。生活を守る。労働条件を守る。」ことが重要である。会社は経営状況の回復のためコスト削減を取り組むとしているが、労働者の労働条件を下げたまでコスト削減を追い求めるな。

【会社】経費節減や様々なことを行っていくことよって、この雇用を守ることを実現していくと認識している。いきなり雇用を守れない状況にするものではない。

活用に努力をしている。

3. 短日勤務制度の適用範囲について義務教育課程終了までとする。

【組合】これは、コロナに関わらず組合員の声として制度対象範囲の拡充、義務教育終了までが要求、安心して働けるように求めている。【会社】制度を変えることは出来ない。しかし、既存の制度をフルに活用して頂くように支社・現場から社員に対し告知して、充実した活用に努力をしている。

4. 新型コロナウイルス感染の勤務の取り扱いについて、以下の該当する労働者に対して「日障」扱いを行った場合は平均賃金100分の100を支払うこと。また出勤率・期間率の算定から除外すること。

【組合】大阪鉄道病院で発生したにも関わらずPCR検査をしないのは如何なものなのか。病院は病気の方や持病を持たれた方が来られる場所、最低限度ここから行うこと。駅営業、乗務員職場とか乗客と接する職場をまず実施していくべき、「お客様の死傷事故ゼロ」

5. 薬物検査を廃止し、定期健康診断等にあわせPCR検査を実施すること。また部外において有料のPCR検査を希望したものに對して費用を負担すること。

【組合】大阪鉄道病院で発生したにも関わらずPCR検査をしないのは如何なものなのか。病院は病気の方や持病を持たれた方が来られる場所、最低限度ここから行うこと。駅営業、乗務員職場とか乗客と接する職場をまず実施していくべき、「お客様の死傷事故ゼロ」

2. この間コロナ禍の中で緊急的に実施してきた措置の中で育児休暇、介護休暇、介護休暇、保存休暇、看護休暇、半休制度、結婚休暇、通勤手当について正規の制度改正とするとともに、育児休暇の対象範囲を義務教育課程終了までとすること。また保存休暇の使用制限を撤廃すること。

【組合】この要求は大事にして頂きたい。職場風土において大きな影響を及ぼす。例えば、濃厚接触者になってしまった方は何も悪いことをしていない。コロナに罹患し

【組合】今後幅広く取り扱われる検査、補助をどうするのか、インフルエンザと同等にするのか、色々な検診が出来るような状況になれば別であるが、現在のところ情勢が整わないと何とも言えない。

【組合】会社として、「雇用を守る。生活を守る。労働条件を守る。」ことが重要である。会社は経営状況の回復のためコスト削減を取り組むとしているが、労働者の労働条件を下げたまでコスト削減を追い求めるな。

【組合】これは、コロナに関わらず組合員の声として制度対象範囲の拡充、義務教育終了までが要求、安心して働けるように求めている。【会社】制度を変えることは出来ない。しかし、既存の制度をフルに活用して頂くように支社・現場から社員に対し告知して、充実した活用に努力をしている。

【組合】今後幅広く取り扱われる検査、補助をどうするのか、インフルエンザと同等にするのか、色々な検診が出来るような状況になれば別であるが、現在のところ情勢が整わないと何とも言えない。

【組合】この要求は大事にして頂きたい。職場風土において大きな影響を及ぼす。例えば、濃厚接触者になってしまった方は何も悪いことをしていない。コロナに罹患し

【組合】大阪鉄道病院で発生したにも関わらずPCR検査をしないのは如何なものなのか。病院は病気の方や持病を持たれた方が来られる場所、最低限度ここから行うこと。駅営業、乗務員職場とか乗客と接する職場をまず実施していくべき、「お客様の死傷事故ゼロ」

【組合】今後幅広く取り扱われる検査、補助をどうするのか、インフルエンザと同等にするのか、色々な検診が出来るような状況になれば別であるが、現在のところ情勢が整わないと何とも言えない。

【組合】今後幅広く取り扱われる検査、補助をどうするのか、インフルエンザと同等にするのか、色々な検診が出来るような状況になれば別であるが、現在のところ情勢が整わないと何とも言えない。

【組合】大阪鉄道病院で発生したにも関わらずPCR検査をしないのは如何なものなのか。病院は病気の方や持病を持たれた方が来られる場所、最低限度ここから行うこと。駅営業、乗務員職場とか乗客と接する職場をまず実施していくべき、「お客様の死傷事故ゼロ」

【組合】今後幅広く取り扱われる検査、補助をどうするのか、インフルエンザと同等にするのか、色々な検診が出来るような状況になれば別であるが、現在のところ情勢が整わないと何とも言えない。

【組合】半休制度が拡充されている中で、特にフレックス制が拡大された土木技術センター・機械区など半休制度の導入する声が出ています。会社として重く受け止めるべきだ。

【会社】回答は変わらないが、ご意見として受け止めておく。

7. 全事業所の事務室、会議室、休憩室、浴室、トイレ等に対しても、抗ウイルス抗菌処理を行うこと。また、乗務員室等も交代時消毒を施すこと。

【組合】国士交通省の鉄道連絡会が「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」を出しているが、それに従っていくべきである。ガイドラインに沿った対策が出来ているのか。クラスターが発生した場合この職場の環境はどうであったのかなど問題・課題がある。本社として、ガイドラインに則って出来ていないところは指導すべきだ。

【会社】ご意見はしっかりと受け止め、優先順位をつけながら取り組んでいるところである。声を上げて頂き、現場で対応できるものは現場でして頂ければと考えている。

12. フレックス勤務においても半休制度を導入すること。また対象職場のさらなる拡大をやめ段階的に縮小していくこと。

【組合】乗務員職場でゼロではない。内勤や乗務員備・待機の方は取得出来るのではないのか。半休制度導入されているのだから、乗務員の特殊性を強調するのではなく半休制度を拡大することが必要だ。

【会社】可能性はゼロではないが、乗務員職場に必要かといえれば必要ないと考える。1日取って頂きたい。

【組合】上記の要求を提起しているが、どう考えているのか。

【会社】簡所の特情がある中で、時には対面しなければならぬ業務もある。それ以外で出来ること

【組合】上記の要求を提起しているが、どう考えているのか。

【会社】簡所の特情がある中で、時には対面しなければならぬ業務もある。それ以外で出来ること

【組合】上記の要求を提起しているが、どう考えているのか。

【会社】簡所の特情がある中で、時には対面しなければならぬ業務もある。それ以外で出来ること

【組合】上記の要求を提起しているが、どう考えているのか。

15. 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、妊娠中また、出産後の労働者に母性健康管理措置を講ずること。また、相談・対応については専門的な箇所で行うこと。

【組合】厚生労働省から出された「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について」出されたが、会社として整備されているのか。ルールのなっていないのか。扱いについてこの流れに沿う環境は整えられているのか。

【会社】従来からも取り扱いを行っている。会社に対して頂ければ、母性健康管理の観点で措置・対応を会社と取り扱うものである。

【組合】厚生労働省から出された「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について」出されたが、会社として整備されているのか。ルールのなっていないのか。扱いについてこの流れに沿う環境は整えられているのか。

【会社】従来からも取り扱いを行っている。会社に対して頂ければ、母性健康管理の観点で措置・対応を会社と取り扱うものである。

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1

アフラックはがん保険契約件数 No.1

女性特有のがんにも手厚い 生きるためのがん保険 Days 1

あなたへの保障を最新化 生きるためのがん保険 Days 1 プラス

すでにアフラックのがん保険にご契約の皆さまに

■専属代理店(アフラックは代理店制度を採用しております) アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

(引受保険会社) 「生きる」を創る。 アフラック
東京第二法人営業部
東京都港区新橋2-1-1 新橋三井ビル9F
TEL.03-3444-3429 FAX.03-3444-2658
アフラック2017-8006 1/11/20